

平成30年7月豪雨に係る被災代替償却資産特例申告書

年 月 日

総社市長様

(申告者)

住所又は所在地 〒

(フリガナ)

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

(右詰で記載)

電話

平成30年7月豪雨により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良し
て償却資産に対し、地方税法第349条の3の4に規定する課税標準の特例の適用を受けたいので、
別紙「代替償却資産対照表」等関係資料を添えて申告します。

なお、被災償却資産が総社市以外に所在していた場合は、被災償却資産の所在した他市町村
に対し、総社市がその課税状況等を照会することに同意します。

記

1 所有者の氏名(名称)・住所(所在地)・資産所在地

	氏名又は名称	住所又は所在地	資産所在地
代替 償却資産			
被災 償却資産			

※代替償却資産：平成30年7月豪雨により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして
取得した資産又は改良した資産（改良した資産は、当該資産の改良部分）をいう。

被災償却資産：平成30年7月豪雨により滅失又は損壊した償却資産をいう。

2 代替償却資産の種類別内訳

資産の種類	数量	取得価格(円)
構築物及び建物附属設備		
機械及び装置		
船舶		
航空機		
車両及び運搬具		
工具、器具及び備品		
合計		

3 平成30年7月豪雨に係る減免適用状況

減免申請の有無	市税減免決定通知書（固定資産税・都市計画税）の文書番号（注）
有・無	

注) 総社市に対し償却資産減免申請を行い、減免が適用された場合は、決定の際に送付して
いる「市税減免決定通知書」左上の番号を記載してください。

1 特例対象者

平成30年7月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等

2 特例措置の対象となる資産

(1) 対象資産（代替償却資産）

ア 平成30年7月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産（以下「被災償却資産」という。）に代わるものとして取得した資産（以下「代替償却資産」という。）

※ 代替償却資産とは、原則として次の要件を満たすものをいいます。

- ・被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの
- ・なお、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課されることとなる年度において、代替されることとなる被災償却資産が、償却資産課税台帳上、登録されていない（除却又は売却等の処分がなされている）ものであること。

※ 前年までに代替償却資産特例の適用申告をされた被災償却資産については、再度代替償却資産特例の適用申告をすることはできません。

イ 平成30年7月豪雨により、被災償却資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

(2) 取得期限

平成30年7月6日から令和5年3月31日までの間に取得又は改良されたもの

(3) 特例率

取得又は改良の翌年度から4年度分に限り、課税標準額を2分の1に軽減します。

（地方税法第349条の3の4以外の条項により、課税標準の特例措置が適用される場合には、重ねて適用されます。）

3 提出書類

代替償却資産特例の申告に当たっては、次の書類をご提出ください。

(1) 平成30年7月豪雨に係る被災代替償却資産特例申告書

(2) 代替償却資産対照表

(3) 被災償却資産が平成30年7月豪雨により滅失又は損壊した旨を証する書類（市税減免決定通知書[写]・更正通知書[写]、被災状況が分かる写真等）

(4) 被災償却資産が所在したことを証する書類（平成30年度償却資産申告書及び種類別明細書[写]等）

(5) 代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、被災償却資産が償却資産課税台帳に登録されていないことを証する書類（被災償却資産を除却又は売却等により処分したことがわかる書類[写]等）

※ (3)は、総社市で平成30年7月豪雨に係る償却資産の減免申請をされた方は提出不要です。

(4)及び(5)は、総社市で被災した償却資産について総社市でその代替償却資産を取得する場合は提出不要です。

(6) その他

ア 平成30年1月2日から平成30年7月5日までの間に取得し、平成30年7月豪雨で被災した償却資産については、災害発生時に被災地に所在、所有したことを証する書類（納品書[写]等）を添付してください。

イ 代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人である場合や、合併又は分割承継法人である場合にも、特例の適用が認められます。この場合には次の書類を添付してください。

- 相続人の場合 相続人であることを証する書類（戸籍謄本[写]等）
- 合併又は分割承継法人の場合 合併又は分割承継法人であることを証する書類（登記簿謄本[写]等）

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

4 提出期限

代替償却資産を取得又は改良を行った翌年の1月31日

5 提出先

〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号
総社市役所 総務部 税務課 資産税係

6 記載要領

(1) (申告者)住所又は所在地

申告者の住所又は所在地を記載してください。

(2) (申告者)氏名又は名称

申告者の氏名又は名称を記載してください。

なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

(3) 代替償却資産及び被災償却資産に係る所有者の氏名(名称)・住所(所在地)及び償却資産所在地を記載してください。

(4) 代替償却資産の種類別内訳

「代替償却資産対照表」に挙げられた代替償却資産の資産種類別の数量及び取得価額の合計を記載してください。

(5) 平成30年7月豪雨に係る減免適用状況

被災償却資産について、平成30年7月豪雨に係る減免申請を行っているかどうかを記載してください。また、総社市において減免が適用されている場合に限り、市税減免決定通知書（固定資産税・都市計画税）の左上にある文書番号を記載してください。